

## 賛助会員規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人三次国際交流協会定款第35条第2項の規定により、一般財団法人三次国際交流協会（以下「協会」という。）の賛助会員の資格、入会手続その他賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 賛助会員の資格は、個人又は団体、企業、機関等（以下「団体等」という。）で、協会の趣旨に賛同し、協会の運営活動に協力しようとするものとする。

（入会手続）

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体等は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

（区分）

第4条 賛助会員は、次の2種とする。

- (1) 個人会員 個人の資格で入会する者
- (2) 団体会員 団体等又は団体等の代表者として入会する者

（会費）

第5条 賛助会員は、別に定めるところにより、毎年度次の会費を1口以上納めなければならない。

- (1) 個人会員 年会費 1口 2,000円
- (2) 団体会員 年会費 1口10,000円

（特典等）

第6条 賛助会員は、次に掲げる特典を享受することができる。

- (1) 国際交流に関する情報
- (2) 協会が行う各種国際交流行事及び催事に関する情報
- (3) その他理事長が必要と認めるもの